

柴田町社会福祉協議会フードバンク実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域福祉の増進と食品ロス削減、SDGsの達成に資するため、様々な理由で市場に流通できない食品等を無償で配布する柴田町社会福祉協議会フードバンク事業(以下「事業」という。)に関し必要な事項を定める。

(実施主体)

第2条 事業の主体は柴田町社会福祉協議会とし、設置する事務所の名称を「柴田町社会福祉協議会フードバンク」とする。

(事業の目的)

第3条 この事業は、安心安全な食品等を配布対象者に無償で配布することによって、さまざまな事情で支援を必要とする方々の福祉の充実を図るとともに、支援機関、市民活動、企業、団体の連携や協働によるたすけあいのネットワークを推進し、もって地域福祉を推進することを目的とする。

(事業の業務)

第4条 この事業の業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 次条に掲げる者への食品の配布
- (2) 非営利に子どもへの食事提供を行う活動をする団体等への食品の配布
- (3) 企業、団体等からの食品等の提供依頼及びその受入れ
- (4) 受け入れた食品等の適切な管理
- (5) フードバンク活動を広めるための広報活動
- (6) 事業を安全且つ適切に行うために必要な活動
- (7) 震災時等の支援

(配布対象者の範囲)

第5条 この事業の対象者は、柴田町に住民票を有するもので、次に定めるものとする。

- (1) 生活困窮者の訴えがあり、食糧支援を必要とするもの
- (2) 生活保護申請中の者であって食糧支援を必要とするもの
- (3) その他、柴田町に居住実態があり、既存の制度やサービスでは対応できない会長が必要と認めるもの

(支援者・利用者確認事項)

第6条 この事業に関する確認事項については、次の各号のとおりとする。

- (1) 提供できる食品の量と種類に関しては、1回あたり1人につき7日分相当を上限として提供することとし、種類については、米、食品等とする。ただし、やむをえない事情があると判断された場合は、期間を延長して支援を行うことができる。

(2) 提供の頻度に関しては、その都度、状況を把握したうえで判断するものとする。

(3) 提供方法に関しては、利用者が来所による受取を基本とする。

(利用申請手続き)

第 7 条 事業の利用を希望する者は、柴田町社会福祉協議会フードバンク利用申請書(様式第 1 号)を本会事務局に提出しなければならない。

2 本会事務局は、相談者の生活状況や支援の必要性は、前項について聞き取りを行う。

(1) 会長は、前項の申請書の提出を受けたときは、その内容を審査の上、可否を決定し、その旨を柴田町社会福祉協議会フードバンク利用決定・却下通知(様式第 2 号)により、申請者に通知するものとする。

(遵守事項等)

第 8 条 前条の規定により事業の利用が決定した者(以下「利用者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 受け取った食品の二次配布、転売及び金銭その他有価物との交換をしないこと。

(2) その他会長が支持すること。

2 受け取った食品の適切な保存、消費期限又は賞味期限の遵守、食品アレルギーへの注意及びその他食品衛生上の問題については、利用者の責任とする。

(食品の受け入れ)

第 9 条 会長は、企業及び団体からの食品を受ける際に食品提供申込書兼受領書(様式第 3 号)の提出を依頼し、受領証を交付する。

(守秘義務)

第 10 条 本会は、法令等を遵守し、業務上知りえた情報については適正に管理し、正当な理由なく第三者に漏えいしてはならない。

(補足)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、必要事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 5 年 5 月 1 2 日から施行する。